令和元年9月12日 こども青少年・教育委員会 こ ど も 青 少 年 局

市第48号議案

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正

1 趣旨

- (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)等に基づく、保育士等の配置に係る特例として国が定めている「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」等(以下「特例」という。)を実施するための関係規定の整備を行います。
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正に伴う関係規定の整備を行います。

2 特例を実施するための関係規定の整備について

- (1) 改正する条例
 - ア 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

(対象:認可保育所)

イ 横浜市認定こども園の要件を定める条例

(対象:幼保連携型以外の認定こども園)

- ウ 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例
 - (対象:幼保連携型認定こども園)
- エ 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例

(対象:小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所)

(2) 改正の理由

保育所等における保育士等の確保が厳しい状況の中、採用などの確保の取組を進めていますが、 あわせてお勤めの保育士等の方々が、過度な繁忙や残業等により離職につながることがないよう、 定着に向けた取組も進める必要があります。

本市として、保育士等の朝・夕のローテーション勤務回数の緩和や働きやすい職場づくりを支援 し、保育士等の定着につなげるために、朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士等の配置 にかかる特例を実施できるよう、各条例を改正するものです。

(3) 改正の概要

各条例の本則により、子どもの年齢ごとに必要な保育士等の有資格者(※1)の数が定められて おり、かつ、子どもの数にかかわらず保育士等を最低2人配置すると定められています。

子どもの年齢ごとに計算して算出する必要な保育士等の数が1人となる時間帯は、2人のうち1人を保育士資格等を有しない者(%2)にできるよう附則に必要な事項を加えます。

※1認定こども園においては保育士資格や幼稚園教諭免許を有する者

※2子育で支援員研修(地域型保育コース)を修了した者、保育所等で保育業務に従事した期間 が十分にある者、家庭的保育者

3 児童福祉法改正に伴う関係規定の整備について

(1) 改正する条例

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例

(2) 改正の理由及び概要

条例第23条第2項第2号の中で、家庭的保育事業を行うことができる者について、「児童福祉法第34条の20第1項第4号に該当しないこと」と定めています。

児童福祉法の改正(令和元年6月14日改正)により、第34条の20第1項第1号が削除され、以降の各号が繰り上がったため、号ずれに対応します。

4 施行期日

条例公布日をもって、施行の日とします。

- 特例を実施するための関係規定の整備について
- 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

改正案 現行 (職員) (職員) 第44条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員 第44条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員 を置かなければならない。ただし、調理業務の全 を置かなければならない。ただし、調理業務の全 部を委託する施設にあっては、調理員を置かない 部を委託する施設にあっては、調理員を置かない ことができる。 ことができる。 2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人 2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人 以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね 以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね 6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たな 6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たな い幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上 い幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上 の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただ の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただ し、2人を下ることはできない。 し、2人を下ることはできない。 附 則 (第1項から第6項まで省略) (保育所の職員配置に係る特例) 7 当分の間、第44条第2項ただし書の規定を適 本文の規定により必要な保育士が1人となると きは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識 及び経験を有すると市長が認める者を置かなけ

ればならない。

現行

(法第3条第1項の要件)

第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

(1)~(3)略

(4) 職員の配置について、次に掲げる基準に適合すること。

ア 次に掲げる基準に適合する数の教育及び保育に従事する職員が置かれ、かつ、当該職員の 総数が常時2人以上であること。

- (ア) 満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上
- (イ) 満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね 6人につき1人以上
- (ウ) 満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね 20人につき1人以上
- (エ) 満4歳以上の子どもおおむね 30 人につき 1 人以上

イ 幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する満3歳以上の子ども及び保育所と同様に1日に8時間程度利用する満3歳以上の子ども(以下「教育及び保育時間相当利用児」という。)に共通する4時間程度の利用時間においては、満3歳以上の子どもにつき1学級当たり35人以下の学級が編制され、かつ、各学級に少なくとも1人の職員(以下「学級担任」という。)が置かれていること。

(5) 前号に掲げる基準に適合するために必要となる職員の資格について、次に掲げる基準に適合すること。

ア 満3歳未満の子どもの保育に従事する職員にあっては、児童福祉法第18条の18第1項(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第8項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による保育士又は同条第2項の国家戦略特別区域限定保育士の登録(以下「保育士登録」という。)を受けていること。

イ 満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する職員にあっては、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項の普通免許状のうち幼稚園の教諭の免許状(以下「幼稚園教諭免許状」という。)を有しているか、又は保育士登録を受けていること。ただし、学級担任にあっては原則として幼稚園教諭免許状を有していることとし、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員にあっては原則として保育士登録を受けていることとする。

(6)~(11)略

改正案

(法第3条第1項の要件)

第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

(1)~(3)略

(4) 職員の配置について、次に掲げる基準に適合すること。

ア 次に掲げる基準に適合する数の教育及び保育に従事する職員が置かれ、かつ、当該職員の 総数が常時2人以上であること。

- (ア) 満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上
- (イ) 満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね 6人につき1人以上
- (ウ) 満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね 20人につき1人以上
- (エ) 満4歳以上の子どもおおむね 30 人につき 1 人以上

イ 幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する満3歳以上の子ども及び保育所と同様に1日に8時間程度利用する満3歳以上の子ども(以下「教育及び保育時間相当利用児」という。)に共通する4時間程度の利用時間においては、満3歳以上の子どもにつき1学級当たり35人以下の学級が編制され、かつ、各学級に少なくとも1人の職員(以下「学級担任」という。)が置かれていること。

(5) 前号に掲げる基準に適合するために必要となる職員の資格について、次に掲げる基準に適合すること。

ア 満3歳未満の子どもの保育に従事する職員にあっては、児童福祉法第18条の18第1項(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第8項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による保育士又は同条第2項の国家戦略特別区域限定保育士の登録(以下「保育士登録」という。)を受けていること。

イ 満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する職員にあっては、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項の普通免許状のうち幼稚園の教諭の免許状(以下「幼稚園教諭免許状」という。)を有しているか、又は保育士登録を受けていること。ただし、学級担任にあっては原則として幼稚園教諭免許状を有していることとし、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員にあっては原則として保育士登録を受けていることとする。

(6)~(11)略

附則

(第1項から第4項まで省略)

(職員資格に係る特例)

5 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第3条第4号ア(ア)から(エ)までの規定により算定した場合における認定こども園に置かなければならない職員の数が1人となるときは、当分の間、同条第5号の規定にかかわらず、同条第4号の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち1人は、保育士登録を受けている者又は幼稚園教諭免許状を有する者と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者とすることができる。

現行

改正案

(職員の数等)

第6条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。

- 2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、 専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼 保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範 囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもっ て代えることができる。
- 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

園児の区分	員数
(1) 満 4 歳以上の	おおむね30人につき
園児	1 人
(2) 満3歳以上満4	おおむね20人につき
歳未満の園児	1 人
(3) 満1歳以上満3	おおむね 6 人につき
歳未満の園児	1 人
(4) 満 1 歳未満の	おおむね 3 人につき
園児	1 人
Itta des	·

備考

- 1 この表に定める員数は、副園長(幼稚 園の教諭の普通免許状(教育職員免許法 (昭和24年法律第147号) 第4条第2 項の普通免許状をいう。備考1において 同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 18 条の 18 第 1 項(国家戦略特別区域法(平成25年法律 第 107 号) 第 12 条の 5 第 8 項において 読み替えて準用する場合を含む。) の登録 (備考1において「登録」という。)を受 けた者に限る。)、教頭(幼稚園の教諭の 普通免許状を有し、かつ、登録を受けた 者に限る。)、主幹保育教諭、指導保育教 諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であ って、園児の教育及び保育に直接従事す る者の数をいう。
- 2 この表に定める員数は、同表の左欄に 掲げる園児の区分ごとに同表の右欄に掲 げる園児数に応じ定める数を合算した数 とする。
- 3 この表の第1号及び第2号に係る員数

(職員の数等)

第6条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。

- 2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、 専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼 保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範 囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもっ て代えることができる。
- 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育 及び保育(満3歳未満の園児については、その 保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、 次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それ ぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただ し、当該職員の数は、常時2人を下ってはなら ない。

園児の区分	員数
(1) 満4歳以上の	おおむね 30 人につき
園児	1 人
(2) 満 3 歳以上満	おおむね 20 人につき
4 歳未満の園児	1 人
(3) 満 1 歳以上満	おおむね 6 人につき 1
3 歳未満の園児	人
(4) 満1歳未満の	おおむね3人につき1
園児	人
1+1+ -1++	

備者

- 1 この表に定める員数は、副園長(幼稚 園の教諭の普通免許状(教育職員免許法 (昭和24年法律第147号) 第4条第2 項の普通免許状をいう。備考1において 同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) 第 18 条の 18 第 1 項(国家戦略特別区域法(平成25年法律 第107号) 第12条の5第8項において 読み替えて準用する場合を含む。)の登録 (備考1において「登録」という。)を受 けた者に限る。)、教頭(幼稚園の教諭の 普通免許状を有し、かつ、登録を受けた 者に限る。)、主幹保育教諭、指導保育教 論、保育教諭、助保育教諭又は講師である って、園児の教育及び保育に直接従事す る者の数をいう。
- 2 この表に定める員数は、同表の左欄に 掲げる園児の区分ごとに同表の右欄に掲 げる園児数に応じ定める数を合算した数 とする。
- 3 この表の第1号及び第2号に係る員数

が学級数を下るときは、当該学級数に相 当する数を当該員数とする。

- 4 園長が専任でない場合は、原則として この表に定める員数を1人増加するもの とする。
- 4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第14条第1項において読み替えて準用する横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第60号。以下「児童福祉施設基準条例」という。)第43条(後段を除く。)の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。
- 5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる 職員を置くよう努めなければならない。
- (1) 副園長又は教頭
- (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
- (3) 事務職員

- が学級数を下るときは、当該学級数に相 当する数を当該員数とする。
- 4 園長が専任でない場合は、原則として この表に定める員数を1人増加するもの とする。
- 4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第14条第1項において読み替えて準用する横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第60号。以下「児童福祉施設基準条例」という。)第43条(後段を除く。)の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。
- 5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる 職員を置くよう努めなければならない。
- (1) 副園長又は教頭
- (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
- (3) 事務職員

附則

(第1項から第8項まで省略)

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る 特例)

9 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第6条第3項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員(以下「職員」という。)の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同項の表備考1の規定にかかわらず、保育教諭と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者とすることができる。

現行

(職員)

第30条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。

- 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた 数以上とする。
- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おお むね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね 30 人につき 1人
- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。
- 4 第1項の規定により置かれた保育士のうちから、保育の提供に関する責任者を1人選任するものとする。

(職員)

第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

- 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。 ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき 2人を下ることはできない。
- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね 30 人につき 1人
- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務

改正案

(職員)

第30条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。

- 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた 数以上とする。
- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おお まね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね 30 人につき 1人
- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。
- 4 第1項の規定により置かれた保育士のうちから、保育の提供に関する責任者を1人選任するものとする。

(職員)

第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

- 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。 ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき 2人を下ることはできない。
- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おお むね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね 30 人につき 1人
- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務

する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、 保育士とみなすことができる。

する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、 保育士とみなすことができる。

附則

(第1項から第7項まで省略)

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内 保育事業所の職員配置に係る特例)

8 第30条第2項各号又は第45条第2項各号に 定める数の合計数が1となるときは、当分の間、 第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育 士の数は、1人以上とすることができる。ただ し、配置される保育士の数が1人となるときは、 当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び 経験を有すると市長が認める者を置かなければ ならない。

3 児童福祉法改正に伴う関係規定の整備について

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例		
現行	改正案	
(職員)	(職員)	
第23条	第23条	
(第1項省略)	(第1項省略)	
2 家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次のいずれ	2 家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次のいずれ	
にも該当するものとする。	にも該当するものとする。	
(第1号省略)	(第1号省略)	
(2) 法第18条の5各号及び第34条の20第1項	(2) 法第18条の5各号及び <u>第34条の20第1項</u>	
第4号のいずれにも該当しない者	<u>第3号</u> のいずれにも該当しない者	
(第3項省略)	(第3項省略)	